

江東区入札監視委員会設置要綱

令和5年8月9日

5江総経第1240号

(設置)

第1条 江東区（以下「区」という。）が発注する契約に関する入札及び契約
手続の公正性及び透明性を確保するため、江東区入札監視委員会（以下「委
員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区が発注した工事又は製造の請負、業務の委託、物品の調達及びその他
の契約に関し、入札及び契約手続の運用状況等について区長から報告を受
けること。
- (2) 前号の規定により報告を受けた案件のうち、委員会又は委員が抽出した
ものに関し、次に掲げる事項の審議を行うこと。
 - ア 制限付一般競争入札に関すること。
 - イ 指名競争入札及び公募型指名競争入札に関すること。
 - ウ 随意契約に関すること。
- (3) 前2号の規定による報告又は審議に基づき、区長に対して意見を具申す
ること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区が行う入札及び契約手続に関し、区長か
ら必要な報告を受け、区長に意見を具申すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約手続についての審議その
他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、区長
が委嘱する3名をもって充てる。
- 3 委員長は、委員の互選により選出する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合
における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。ただし、初回の委員会については、区長が招集するものとする。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

3 委員会は、原則として、毎年度2回開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員会を開催することができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、区関係職員に対して出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 委員会の会議は、非公開とする。

6 委員会は、議事の概要を作成し、これを公表する。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、議事の概要の全部又は一部を公表しないことができる。

(定足数)

第6条 委員会は、2名以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己又は三親等以内の親族が従事する業務に利害関係のある事案については、その議事に加わることができない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部経理課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。